

新長崎縣市町合併支援プラン

平成19年11月19日
長崎縣市町合併推進本部

1. 趣旨

長崎県において、市町村合併は効果的で効率的な行財政運営を行うための有効な手段であると考え、旧合併特例法下で策定した「長崎縣市町村合併推進要綱」及び「長崎縣市町村合併支援プラン」に基づき積極的な支援を行い、その結果、平成11年3月末には79あった市町村が平成18年3月末には23市町に再編されたところである。

そのような中、国においては新合併特例法を新たに施行し、その後「新市町村合併支援プラン」を策定するなど、引き続き市町村合併を推進することとされている。

本県においても、平成19年10月に「長崎縣市町合併推進構想」を策定し、さらなる市町合併を推進することとしているが、当該構想において対象市町として示した地域の市町合併の協議が迅速かつ着実に行われ、合併後の新市町の速やかな一体性の確保が図られるよう、県としての支援策を明確にした「新長崎縣市町合併支援プラン」を策定し、自主的な市町合併を積極的に支援するものである。

2. 支援体制

- (1) 知事を本部長とする「長崎縣市町合併推進本部（平成12年8月30日設置）」により市町合併を総合的に支援する。
- (2) 「長崎県合併・新市町支援会議」及び県北振興局に設置した「長崎縣市町合併推進県北地方本部」により地域の実情に応じた支援を行う。
- (3) 地域振興部市町振興課及び県北振興局内に設置した「市町合併相談窓口」において、市町合併に関する情報の提供や各種の相談に対応する。

3 . 対象地域

長崎県市町合併推進構想に位置づけられた構想対象市町

4 . 支援策

(1) 法定合併協議会への支援

合併協議会を構成する市町数に応じ、1市町につき年200万円を限度に交付する。(3年間、ただし新合併特例法の期限である平成21年度までを対象。)

必要に応じて委員としての参画や合併協議会事務局への県職員の派遣を行う。

必要に応じて幹事会や専門部会に県職員が参加する。

(2) 合併市町村基本計画を実現するための事業の実施

合併市町村基本計画の策定を積極的に支援する。

合併市町村基本計画の実現に向けて、国の新市町村合併支援プランに基づく「市町村合併支援道路事業」や「市町村合併支援農道等整備事業」などの支援策を積極的に活用する。

合併市町村基本計画に掲げられた県事業の優先採択・重点投資、市町事業に対する補助金・交付金の優先採択などを行う。

新長崎県市町合併支援特別交付金

交付額

合併関係市町が2の場合2.5億円、関係市町が1団体増えるごとに1億円を加算する。

合併関係市町の中に1島1町の町を含む場合、1島1町の1団体あたり1億円をさらに加算する。

なお、交付額は10億円を上限とする。

交付期間

合併後10年度間以内とする。

ただし、合併前であっても、合併関係市町議会の議決後であれば、必要に応じて交付金限度額の10%の範囲内で交付する。

交付対象事業

円滑な合併移行に資する事業及び合併市町村基本計画に位置づけられた事業

長崎縣市町財政資金特別資金（合併市町振興事業）

貸付対象事業

法定合併協議会を設置した市町が行う市町合併に資する施設整備、合併市町が合併市町村基本計画に基づいて行う施設整備等

・合併前事業...コミュニティ強化、情報基盤整備、庁舎改築等のほか、関係市町の合意に基づいて実施される施設整備等

・合併後事業...上記コミュニティ強化等の事業のほか、合併市町村基本計画に位置づけられた施設整備等

貸付条件

充当率80%、無利子、償還期間10年以内

補助施設の他用途転用への配慮

合併後の市町により行われる補助施設の他用途転用のための申請に係る承認については、その新しいまちづくりに資するよう十分考慮する。その際、当該補助施設が国庫補助負担金の交付を受けた補助施設である場合、県費分は国の新市町村合併支援プランにおける国費の取扱いに準じて取り扱うこととし、県単独補助施設である場合は、それが耐用年数を経過していなくとも、原則として県費補助金等の返還を求めないこととする。

（3）調査研究、情報提供の実施

市町合併に係る積極的な情報提供

市町合併の必要性やその効果について、市町や県民の理解を深め、合併機運を醸成するため、県のホームページの更新や合併推進に関連する記事の県広報誌等への積極的な掲載を行う。併せて、要請に応じて出前講座等に参加し、市町や住民に対して市町合併推進の必要性について情報提供を行う。

市町合併シンポジウム等の開催

市町合併の協議が進展するよう、地域住民等を対象としたシンポジウム等を開催する。

(4) 市町合併に伴う市町体制整備への支援

人材育成への支援

市町合併により新たに生じる組織や充実する専門分野に関して、県における市町職員の実務研修の受け入れ、市町の要望に応じた県職員の市町への派遣、県と市町との共同研修などを実施し、人材育成を支援する。

権限移譲の推進

「長崎県権限移譲推進方針（平成18年12月策定）」に基づく市町への権限移譲を着実に実施するとともに、合併市町の規模・体制に応じて、県からの権限移譲を推進する。

条例・規則等の整備支援

新たな市町体制の整備に伴う条例・規則等の法的整備について必要な協力を行う。

(5) その他の支援

圏域設定等の見直し

合併市町の一体性が確保されるよう必要に応じ、県の各種計画における圏域や県地方機関の所管区域等について見直しを行う。

合併市町における公共的団体の合併・統合支援

合併後の市町における地域の一体性を高めるために、商工会、観光協会等の市町ごとに設けられている各種公共的団体についても、その合併・統合が進むよう、必要に応じて適切な支援を行う。

新長崎県合併・新市町支援行動計画

市町合併の協議の進捗状況等を踏まえ、「新長崎県合併・新市町支援行動計画（アクションプラン）」を策定し、全庁的に合併市町のまちづくりに対する積極的な支援を行う。